

令和6年6月21日

浦添市議会議長 殿

議会改革等に関する調査特別委員会
委員長 新垣 有太

議会改革等に関する調査特別委員会視察報告書

令和6年4月26日に、委員会視察を実施いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 視察期間 令和6年4月26日（金）
- 2 視察場所 那覇市
- 3 視察項目 那覇市議会基本条例について
- 4 視察参加者
新垣 有太 金城 大輔 大城 翼 濱崎 早人
上原 聖也 當間 左知子 又吉 健太郎 儀間 光秀
仲村 直子 真栄城 玄誠
- 5 調査内容 別紙1のとおり

視察日	令和6年4月26日（金）
視察先	<p>沖縄県那覇市</p> <p>人口 313,463 人 （令和6年3月末）</p> <p>市面積 41.46 km²</p> <p>議員定数 40 人</p>
視察市の概要	
<p>大正10年（1921年）5月20日市制施行。沖縄本島の南部に位置し、西方に東シナ海を擁し南北及び東の三方は、他の市町村と隣接している。沖縄県の県都として、人口32万人余を有する政治・経済・文化の中心地となっており、沖縄都市モノレール・中心市街地及び新都心地区を核としたまちづくりを展開している。</p>	
調査項目	
●那覇市議会基本条例について	
調査理由	
<p>これまで本特別委員会において継続して協議している議会基本条例の制定について、第32回特別委員会で、那覇市議会や宜野湾市議会の議員を招聘し、条例が制定される前と後で何が変わったのか話を聞いてはどうかとの意見があり、その実施方法等についての検討含め正副委員長に一任することが決定された。それを踏まえて第33回の特別委員会で、那覇市議会基本条例及び宜野湾市議会基本条例について調査を行い、今後の参考としていくことを決定したことから行政視察を行った。</p>	
調査内容	
<p>●那覇市議会基本条例について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会基本条例制定の経緯、目的 2. 議会基本条例の概要 3. 条例制定によるメリット・デメリット 4. 制定前と制定後で何が変わったのか 5. 議会報告会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告会の概要（どのように実施しているか） (2) 実施した当初と現在の状況について <p>※調査結果については別添資料1～4のとおり</p> <p>※資料については議会事務局にて保管</p>	
考察	
別紙2、3参照	

・ 条例制定により透明性が向上したことや、総合計画のみではあるが議決事件の追加ができたこと、また、予算審査に必要な事前資料を求めることができたことなど、議会としての機能は確実に向上していることがわかり、条例制定の必要性と重要性を改めて認識することができました。

議会報告会については、条例に盛り込むことで毎年開催することができていること。議会の透明性やなによりも市民との意見交換ができるようになり、質問の質もあがっているという実績を聞くことができた。ただ、議会事務局の負担は相当増えることも分かり、浦添市議会議員及び議会事務局職員全員が実施に向けて意識を統一することができれば実施していきたいと思いました。

・ 議会基本条例の制定については、那覇市が中核市になるにあたり、議会の機能を強化するため条例を制定するという事が決まっており、その前提の中で議論が進んでいった。議会報告会については、これまで改善をしながら進めてきたが、直近の報告会の参加人数がかなり減っているため、沖縄大学とのコラボなど、新しい報告会の形を模索している。コロナ禍の際には、議会報告会を開催しないという話も出たそうだが、条例に年に1回以上の開催が明記されているため開催した。議会が執行部や市民に対して果たす役割を条例で明文化することで、実際の取り組みの根拠となっている。条例の改定については各派代表者会議で決定していく。議会報告会についての質問の中では、毎回、自分の主張をするために各地の報告会をまわっている人もいるが、報告会の中の運営のルールをしっかり決めて対応している。まずは条例を作るという合意を得る事が重要だという話があったが、浦添市議会においてはそのあたりが、明確な合意になっていないため、なかなか議論が進まない。まずは、条例についてのタウンミーティングなどを開催して市民の意見も聞いてもいいのではとの提案があった。参考にしていきたい。

・ 宜野湾市が議会基本条例の中で災害時の対応（第2章第4条）についていち早く取り入れたことは、本市としても業務継続計画と議員の政治倫理等を早めに作成すべき。地域での議会報告会への参加者も少なくなりつつあり、参加者増のために自治会だけに案内を配布するだけでなくスーパーや大型店舗等でチラシ配布を行った事は若者や主婦層への呼びかけはいいと思います。条例制定によるメリット・デメリットでデメリットはないとのことでしたが議会報告会へ市民の参加が同じ方が参加されていると思う。議会報告会ではなく地域懇談会として行った方が私は議員個人として地域や後援会に向け議会報告会を行っている。条例制定はゴールではなく、議会改革の取組みの手段の認識はしています。制定前に市議会憲章をつくるのが先だと思います。最初から細かく作っていくと身動きが出来なくなり自分自身を縛りつけないか心配。

那覇市議会も同様なことが言える。メリットの処は十分に理解出来るがデメリットが無いと返答がありましたがデメリットはある。その辺を解決しながら時間をかけて条例制定に繋げていけたら良いと思う。

・ 那覇市議会にて議会基本条例に関するヒヤリングを行った。

議員個人の採決状況など既に浦添市議会で行っている内容がほとんどで、唯一未実施な事業が議会報告会の開催という印象を受けた。

その議会報告会の開催状況についても出席議員よりも参加市民の方が少ないということが那覇でも起こっており、最初の物珍しさから市民の関心度合いはかなり減った印象を受ける。

それでももっと市民に参加してもらいと工夫していこうとする那覇市議会の姿勢は立派だとの印象を受けたが浦添市議会では提案されている議会基本条例にはその議会報告会の開催についての明記はないことから、議会基本条例をつくるのが目的化してしまっているのではないかと印象を深めることとなった。

・ 那覇市議会基本条例の視察を、那覇市議会 議会会議室にて行いました。

対応して頂いた、那覇市議会議長様、議会改革に関する調査特別委員会の議員の皆様、議会事務局の担当者の皆様のご説明に力強さを感じました。特に、那覇市議会基本条例が中核市にふさわしい議会を目指して制定されたことは市議会において条例制定の気運の高まりを感じました。そして今回の視察で、女性の議員、若い議員も経験者の方々と共に、

説明の場で発言されていたのが印象的で、ジェンダー平等の具体化を感じ、私自身も積極的に行動する必要性を感じました。

浦添市では、議会基本条例がまだ制定されていません。那覇市では2013年に制定されました。様々な意見がある中で、中核市にふさわしい議会を目指すことで那覇市議会議員が一致して議会基本条例に取り組んできた、意気込みを感じました。

那覇市議会基本条例制定で、「議会の目指す方向性が明らかになった」「議会での情報が明確になり、透明性が高まった」「議会に関する他の条例名の規定でわかりやすくなった」とのメリットが語られ、デメリットはとくに無いとのことでした。

さらに印象的だったのは、この間の前那覇市議会議長の問題。議会では、議論が続くも、平行して議会報告会は行った事は、議会基本条例に条文化されているためであったとのことでした。

そして、「議員間の自由な討論」「継続的議会改革」を「市民の意見を吸い上げるために」行うことが規定されています。

浦添市においても、市民参加の政治実現へ、市議会基本条例制定に向けて議会改革を進める重要性を感じました。

1. 那覇市議会の議会基本条例に基づく市民との意見交換会で取り上げられる具体的な課題事項に関する情報が不足している。その為具体的な議論内容を把握することが出来ませんでした。

2. 想定される課題事項について

- (1) 都市計画とインフラの整備について
- (2) 環境問題について
- (3) 教育および福祉問題について
- (4) 地元企業の支援と観光振興について
- (5) 防災対策について

浦添市議会「議会改革等に関する調査特別委員会」視察 事前質問

1. 議会基本条例制定の経緯、目的

(回答)

きっかけ：配付資料①議会改革の取り組み 3 枚目

経緯：配付資料①議会改革の取り組み 4～17 枚目

目的：2013(H25)年 4 月の中核市移行に向け、議会が果たすべき役割や使命も、ますます重要との認識のもと、中核市にふさわしい議会を目指す。

これからの議会の役割として、政政策立案能力をはじめ、監視・評価能力のさらなる向上、主権者である市民の皆様の声を積極的に市政に反映させる等の取り組みが求められており、その具体的な取り組みを各条文に規定した。

2. 議会基本条例の概要

(回答)

目次にあるように、那覇市議会にとって特に重要と思われる事項を前半、第 2 章「議会及び議員の責務と活動原則」、第 3 章「議員の政治倫理」、第 4 章「市民と議会の関係」に規定しています。特に第 4 章においては、市民の意見を吸い上げるための仕組みを規定しています。

第 5 章においては、議会が政策等を審議する上で必要な情報、資料等を規定し、自治法第 96 条第 1 項に各号列記された事項以外で議決するものを追加し、一問一答方式と反問権ができる旨を規定しています。

第 6 章、第 7 章においては、議員間の自由な討議による議会運営に努める旨を規定しています。

第 8 章においては、議会の機能強化を図るために必要な事項を規定しています。

第 9 章においては、継続的な議会改革に取り組むことと、各派代表者会議にて取り組んでいくことを規定しています。

最後に、第 10 章に議員の定数・議員報酬、第 11 章に議会事務局の体制強化、第 13 章に見直し手続きを規定しています。

3. 条例制定によるメリット・デメリット

(回答)

メリット：

- ① 那覇市議会が目指す方向性が明らかになりました。
⇒ 配付資料①「議会改革の取り組み」6枚目
- ② 議会が政策等を審議する上で必要な情報、資料等を規定したことで、根拠となる資料が明確になり、透明性が高まりました。また、全議員が同じ資料を基に審議するので、より深い議論ができるようになったと考えます。
- ③ 議会に関する他の条例名を規定することで、どの条例を見ればいいのか分かりやすくなりました。

デメリット：特にありません。

4. 制定前と制定後で何が変わったのか

(回答)

- ① 議会の運営ルールや議員の権利義務を明確に定めたことにより、円滑かつ効率的な議会進行をすることができ、議会の透明性もより確保されるようになったと考えています。
- ② 議会の全ての会議を一般公開することを規定していますので、議会が開かれたものになったと考えています。また、市民の議会への理解や関心を深めるための第一歩になったと考えています。
- ③ 議会基本条例において、議会自身が議会のルールを設定するという意味で、議会の自治が強化されたと共に、議会が行政に対して強いチェック機能を果たすことができるようになったと考えています。

5. 議会報告会について

(1) 報告会の概要(どのように実施しているか)

(回答)

(ア) 例年開催している月(5月、11月)の約半年前に、開催した事がある会場に空

き状況を問い合わせ。

- (イ) (ア)を元に、「広報参画部会」において、スケジュール、開催地区・会場(会場の予約状況を報告)、運営方法等を決定。
- (ウ) 開催日の直近の定例会(5月開催なら2月定例会、11月開催なら9月定例会)期間中の各常任委員会において、報告テーマを決めていただき、議員がパワーポイント・動画を作成。
- (エ) 開催直後の定例会(5月開催なら6月定例会、11月開催なら11月定例会)期間中の各常任委員会において、市民からの意見、現地での議員回答発言、市民からの意見に対する今後の対応(「市長へ要望」「所管事務調査」「参考意見」「その他(担当課へ情報提供し、現状を確認等)」)を決定。
- (オ) 「市長へ要望」となった意見を市長に手交(5月開催なら7月、11月開催なら12月)。
- (カ) 市長に手交した「市長へ要望」に対する「市長からの回答」を直近の定例会(5月開催なら9月定例会、11月開催なら2月定例会)期間中に受け取り、次の開催時に市民へ報告。

詳細な流れは、

- ・ 配付資料②議会報告会における市民意見・要望等の取扱い
- ・ 配付資料③那覇市議会報告会実施要綱
- ・ 配付資料④第18回 議会報告会 関連スケジュール

(2) 実施した当初と現在の状況について

(回答)

- (ア) 実施2年目は参加してくださる市民も多かったが、直近2回は、市民より議員の人数が多い会場もあります。
- (イ) 「議会報告会(議会からの報告を受けた質疑)」より「市民との意見交換会(市民からの要望)」が活発です。
- (ウ) 議員からは、「市民より議員の人数が多い会場もあり、『議員報告会のあり方』を検討するべきでは?」という意見もありました。

参加者の推移は、

- ・ 配付資料⑤議会報告会の実績について

